伊賀市•名張市 消防指令業務共同運用基本構想



令和3年(2021年)11月 伊賀市·名張市

目 次

	ページ	
1	基本構想策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
2	国、県による指令業務共同運用の推進・・・・・・・・・・2	
3	指令業務共同運用のイメージ・・・・・・・・・・・・・・3	
4	指令業務共同運用による効果・・・・・・・・・・・・・・4	
5	県内における指令業務共同運用の状況・・・・・・・・・・・4	
6	伊賀市・名張市の現況・・・・・・・・・・・・・・・5	
7	指令業務共同運用の開始日について・・・・・・・・・・・5	
8	指令業務共同運用の運営方式について・・・・・・・・・・・6	
9	共同消防指令センターの設置場所について・・・・・・・・・6	
10	費用の負担方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・	
11	費用の負担割合について・・・・・・・・・・・・・・8	
12	整備費用について・・・・・・・・・・・・・・・・・9	
13	維持管理費用について・・・・・・・・・・・・・・・10	
14	消防救急デジタル無線システムの更新について・・・・・・・11	
15	配置人員について・・・・・・・・・・・・・・・・12	
16	指令業務共同運用のスケジュールについて・・・・・・・・12	
17	消防指令システムの概要(主なシステム構成)・・・・・・・・13	

1 基本構想策定の目的

1 1 9番通報を受信し、救急隊や消防隊に出動指令を出す消防指令業務については、従来、消防本部ごとに消防通信指令施設を単独で整備して行うことが基本でしたが、近年、消防通信指令施設の高度化、施設整備や維持管理に係る経費の低減化及び人員の効率化などを目的として、複数の消防本部による消防指令業務の共同運用(以下「指令業務共同運用」といいます。)が実施されるようになってきました。

伊賀市及び名張市(以下「両市」といいます。)においても、この度策定した「伊賀市・名張市消防連携・協力実施計画」(以下「実施計画」といいます。)の中で、指令業務共同運用を実施することとし、災害対応力の強化や施設整備等に係る経費の低減などを図ることとしました。

本基本構想は、この実施計画に基づき、指令業務共同運用に係る消防通信指令施設の整備、運営方式、費用の負担割合、配置人員等について、検討した結果をまとめ、指令業務 共同運用の基本的な方針とすることを目的として策定します。

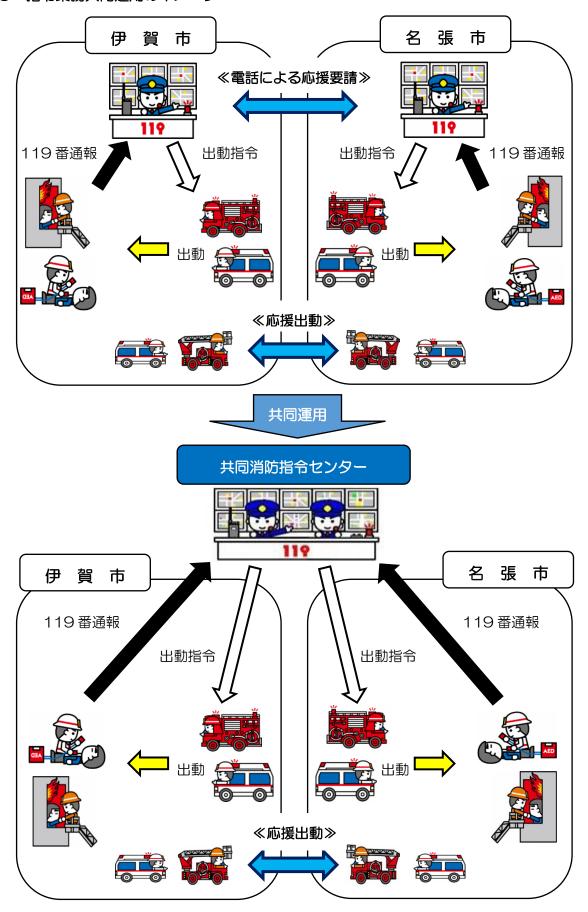
2 国、県による指令業務共同運用の推進

国は、平成18年6月に消防組織法の一部を改正するとともに、同年7月に「市町村の 消防の広域化に関する基本指針」を定め、市町村の自主的な消防の広域化を推進すること としましたが、全国的に十分な進展がみられなかったことから、消防事務の一部について 柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとし、平成29年4月1日 に「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を定めるとともに、指令業務共同運用 を行う地方自治体に対して手厚い財政措置を講じることとしました。

県においても、平成31年3月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」を策定し、当該計画の中で、伊賀、名張地域を指令業務の共同運用に向けて「連携・協力の気運の高まりをさらに促進すべき地域」として示しています。

このように、国、県ともに、消防の連携・協力の中心となる指令業務共同運用については、将来の消防広域化につながる期待が大きく、また、住民サービスの向上、大規模災害時の広域応援、行財政上の効果などの観点から、強く推進しています。

3 指令業務共同運用のイメージ



4 指令業務共同運用による効果

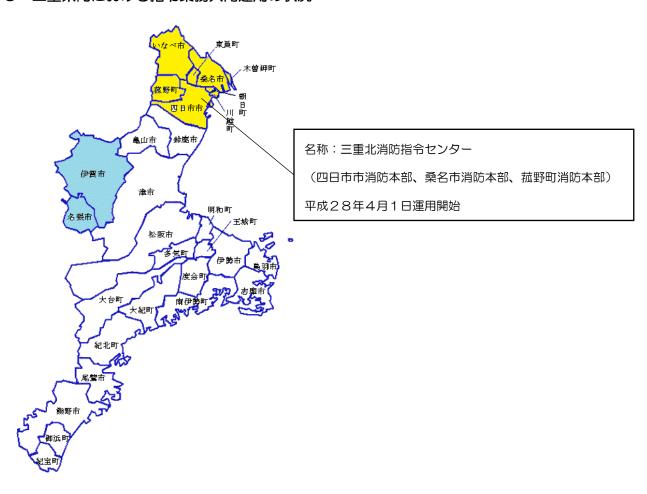
(1) 市民サービスの向上

- ア 高機能消防指令システムの導入及び通信指令員の専従化により、119番通報が集中した場合における受信能力・処理能力が向上し、的確な対応が可能になります。
- イ 両市管内の災害発生状況や消防車両の出動状況等の情報を一元管理することで、多 数傷病者発生事案や大規模火災時等において、通報と同時に応援出動が可能となり、 相互応援体制を強化することができます。
- ウ 特殊な災害時の応援出動において、両市が保有するはしご車や化学車等の特殊車両 を、即時応援により有効活用することができます。

(2) 行財政面の効果

- ア 消防通信指令施設を共同整備することで、整備費や維持管理費等の低減を図ることができます。
- イ 通信指令員の専従化及び効率的な配置により、災害現場要員の強化を図ることができます。

5 三重県内における指令業務共同運用の状況



6 伊賀市・名張市の現況

(令和3年4月1日現在)

	項目	伊賀市	名張市	合計
面積(km	?)	558,23	129.77	688.00
人口(人)	人口(人)【住民基本台帳人口】		77,250	166,512
	消防本部	1	1	2
署所数	消防署	1	1	2
	分署•出張所	7	2	9
職員数(人)	177	116	293
火災件数(【5年間(H2	件) 28年~R2年)の平均】	67	19	86
救急件数(4,651	3,535	8,186
救助件数(件) 【5年間(H28年~R2年)の平均】		57	46	103
災害通報件	災害通報件数(件)【5年間(H28年~R2年)の平均】		4,925	11,163
	消防ポンプ車 【非常用を含みます。】	10	7	17
	化学車	1	1	2
	はしご車	1	1	2
車両数	救助工作車	1	1	2
(台)	水槽車	1	1	2
	指揮車	1	1	2
	救急車 【非常用を含みます。】	9	6	15
	その他の車両	13	8	21
防火対象物数		4,106	2,294	6,400
危険物施設	 数	777	202	979

7 指令業務共同運用の開始日について

伊賀市の消防指令システムは、平成28年に庁舎建設と併せて10年間の使用に耐える 改修を行い、令和8年度を更新時期として予定していました。一方、名張市の消防指令シ ステムは、平成22年の庁舎建設と併せて整備したもので、令和3年度を更新時期として 予定していました。

このように、両市の更新時期に5年間の差があるため、伊賀市は更新時期を前倒しし、 名張市は更新時期を延伸することで調整し、指令業務共同運用の開始日は<u>令和6年4月1</u> <u>日とします。</u>

8 指令業務共同運用の運営方式について

地方自治法の規定に基づく地方公共団体相互間の協力制度については、「連携協約」、「協議会」、「機関等の共同設置」、「事務委託」等がありますが、先行して指令業務共同運用を実施している全国47地域(192消防本部)のうち約9割が「協議会」により運営を行っています。

そのような先行事例がある中、両市が行う運営方式を以下のように考察しました。

(1)連携協約(地方自治法第252条の2)

中心市と近隣の市町村が連携して事務処理をする基本方針や役割分担を定める制度です。 今回の指令業務共同運用は、両市が同等の権限で共同して事務を処理することから、適さないと 考えます。

(2)協議会(地方自治法第252条の2の2)

派遣される職員の身分や権限に変更がないことに加え、組織する団体が各々の主体性を維持したまま事務を共同で執行することができます。さらには、多くの先行事例を参考にでき、スムーズに運用を開始できると考えることから、適していると考えます。

(3)機関等の共同設置(地方自治法第252条の7)

派遣される職員は、もう一方の市の職員扱いとなることで、身分の統一などの調整が困難なため、適さないと考えます。

(4) 事務委託(地方自治法第252条の14)

両市の規模に大きな差がないこと及び委託側は事務の権限を失うため、適さないと考えます。

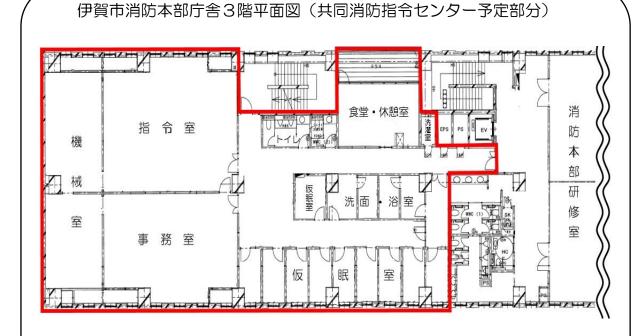
以上のことから、運営方式は「協議会(管理執行協議会)」とします。

9 共同消防指令センターの設置場所について

指令業務共同運用を行うためには、共同消防指令センターを整備する必要があり、その 方法としては、新たに共同消防指令センターを建設するか、既存の施設を活用することと なります。

今回は、運用開始までに着実に整備を行うとともに、整備費用を抑制するという観点から、既存の施設を活用することが適当であると考えます。

既存施設活用の候補として、伊賀市消防本部庁舎と名張市消防本部庁舎が挙げられます。 伊賀市消防本部庁舎では、共同消防指令センターに必要な指令室、執務室、仮眠室、浴 室、食堂等のスペースやセキュリティ設備などが、既に完備されていますが、名張市消防本部庁舎では、必要なスペースの確保等が困難なことから、共同消防指令センターは「伊賀市消防本部庁舎内」に設置することとします。



竣工 : 平成 28 年9月

建物構造 : 鉄筋コンクリート造3階建(一部免震床) 延べ床面積 : 3,181,44 ㎡(車庫、訓練等を除く)

3階床面積 : 930.87 ㎡ (うち指令センター予定部分 521.78 ㎡) 主な施設 : 指令室、事務室、機械室、仮眠室、食堂、トイレ、浴室等

10 費用の負担方法について

(1) 両市が共同で使用する施設の整備費用

伊賀市消防庁舎の改修費用や共同消防指令センター内に設置する消防指令システム等 の整備費用については、「両市で定める割合による負担」とします。

(2) 各市が独自で使用する施設の整備費用

署所や車両に設置する施設の整備費用については、「使用する市の負担」とします。

11 費用の負担割合について

先行事例の約8割が「人口割合」による負担割合の算定を基本としており、その上で、 自治体の規模や実情に応じて、「基準財政需要額割合」、「単独整備費割合」、「災害通 報件数割合」及び「均等割合」などを組み合わせて、負担割合が決められています。

そのような先行事例がある中、両市の負担割合の算定の基礎とする数値について、次のように考察しました。

(1)人口割合

人口は、自治体の規模を示す基礎的な数値であり、算定の基礎数値として妥当ですが、両市の 場合、通勤や通学等による昼間人口の差を考慮する必要があります。

(2) 基準財政需要額割合

地方交付税における消防費の基準財政需要額は、市町村の消防の実情を勘案して算定されます。 人口割合や災害通報件数割合と比較した場合、人口密度等による補正や市町村合併による特例 適用などの要因により、両市の割合差が大きくなるため、算定の基礎数値としては適当でないと 考えます。

(3) 単独整備費割合

両市が単独で整備する場合の概算額は、それぞれの市が考える消防指令システムの内容によって変動するため、算定の基礎数値としては適当でないと考えます。

(4) 災害通報件数割合

災害通報件数は、両市の産業構造や昼夜間人口の実態を反映した状況等を表していること、また、共同で執行する消防指令業務に直接関係する数値であることから、算定の基礎数値として適当であると考えます。

(5) 均等割

自治体間の規模に差がある場合に、規模の小さい自治体にも一定の負担を担ってもらうよう費用の一部を均等に負担する場合がありますが、両市においては自治体規模の基礎となる人口に差がないことから、均等割を算定に加える必要はないと考えます。

以上のことから、負担割合の算定に用いるのは、基本的な数値として「人口割合」、両市の消防需要を考慮した数値として「災害通報件数割合」の二つの数値とします。

また、どちらの要素も等しく重要であると考えることから、<u>費用の「50%を人口割合」、</u>「50%を災害通報件数割合」とします。

さらに、用いる数値は、人口については5年ごとの国勢調査時の人口を、災害通報件数については、直近過去5年間の平均数値とします。

●負担割合(令和4年度に適用)

項目		伊賀市	名張市	計
ДП	人口(人)	88,863	76,414	165,277
【国勢調査の数値】	割合(%)	53.77	46.23	100.00
(R2年)	1 1/2 (%)	26.88	23.12	50.00
災害通報件数	件数(件)	6,238	4,925	11,163
【5年間の平均値】	割合(%)	55.88	44.12	100.00
(H28年~R2年)	② 1/2 (%)	27.94	22.06	50.00
①+② 負担割合(%)		54.82	45.18	100.00

12 整備費用について

消防通信指令施設を共同で整備することにより、整備費用の低減を図ります。

また、国からの財政措置として、緊急防災・減災事業債(充当率100%、うち交付税措置70%)を活用することで、両市の実質負担額を大幅に低減します。

単位:円(税込)

(1) 共同整備費用と単独整備費用の比較【試算】

	共同整備	伊賀市単独整備	名張市単独整備
消防指令システム	712,569,000	542,663,000	251,526,000
伊賀市消防本部庁舎改修等	30,528,740		
合 計	743,097,740	,740 794,189,000	

(2) 単独整備の実質負担額 【試算】

【防災対策事業債(充当率75% うち交付税算入30%)】 単位:円(税込)

市	①事業費	地方債	②交付税額	実質負担額(①-②)
伊賀市	542,663,000	406,900,000	122,070,000	420,593,000
名張市	251,526,000	188,600,000	56,580,000	194,946,000
合 計	794,189,000	595,500,000	178,650,000	615,539,000

(3) 共同整備の実質負担額 【試算】

【緊急防災・減災事業債(充当率100% うち交付税算入70%)】 単位:円(税込)

市	①事業費	地方債	②交付税額	実質負担額(①-②)
伊賀市	459,028,035	459,000,000	321,300,000	137,728,035
名張市	284,069,705	284,000,000	198,800,000	85,269,705
合 計	743,097,740	743,000,000	520,100,000	222,997,740

(4) 実質負担額による削減効果 【試算】

市	①共同整備	②単独整備	削減額(①-②)	削減率
伊賀市	137,728,035	420,593,000	<u>▲282,864,965</u>	<u> ▲67.3%</u>
名張市	85,269,705	194,946,000	<u>▲109,676,295</u>	<u> ▲56.3%</u>
合 計	222,997,740	615,539,000	▲392,541,260	▲ 63.8%

単位:円(税込)

単位:円(税込)

単位:円(税込)

13 維持管理費用について

消防指令システムについては、毎年の保守委託業務費用と令和11年度に実施予定の部 分更新費用が発生しますが、両市で共同して整備することで、費用の低減を図ります。

(1)消防指令システム保守委託業務費用の削減効果【試算】

【10年間(令和6年度~令和15年度)の費用】

市	①共同整備	②単独整備	削減額(①-②)	削減率
伊賀市	104,413,179	119,369,800	<u> </u>	<u>▲12.5%</u>
名張市	75,585,541	82,442,800	<u>▲6,857,259</u>	<u> </u>
合 計	179,998,720	201,812,600	▲ 21,813,880	▲ 10.8%

(2)消防指令システム部分更新費用の削減効果【試算】

【令和11年度予定】

市	①共同整備	②単独整備	削減額(1-2)	削減率
伊賀市	85,307,904	110,870,000	<u> ▲25,562,096</u>	<u> ▲23.1%</u>
名張市	63,192,096	80,135,000	<u> ▲16,942,904</u>	<u>▲21.1%</u>
合 計	148,500,000	191,005,000	▲42,505,000	▲ 22.3%

[※] 消防指令システムは、24時間365日絶え間なく稼働していることから、機器の信頼性を維持するため、システムの整備から5年を目途に主要な機器の部分的な更新が必要となります。

(3) 共同消防指令センターの運営経費

【年間所要額の概算見込み】

大項目	小項目	金額	負担	うち伊賀市	うち名張市	
八块日	小块口	亚识	割合	負担額	負担額	
	消耗品		А			
需用費	燃料費	1,405,998	А	759,174	646,824	
	光熱水費 等		В′С			
	電話代		А			
小双弗	通信回線利用料	7,498,153	D	1750670	2720474	
役務費	インターネット利用料	7,496,103	А	4,758,679	2,739,474	
	保険料等		Α			
	環境衛生管理業務		В			
	空調設備保守業務		В			
委託料	電気工作物保守業務	1,040,829	В	689,314	351,515	
	消防設備保守業務		В			
	通訳サービス業務 等		А			
	寝具借上料		Е			
使用料	複写機借上料	390,640	А	214,638	176,002	
	テレビ受信料 等		А			
	숨 計	10,335,620		6,421,805	3,913,815	

単位:円(税込)

負担割合について

A:両市で協議した割合

B:床面積割り単価×センター面積×AC:人数割り単価×センター勤務人数D:使用する端末機器に相当する額

E:契約単価×センター勤務人数

14 消防救急デジタル無線システムの更新について

消防指令システムと同様に高額なシステムである消防救急デジタル無線システムについては、伊賀市が平成28年度に、名張市が平成27年度に整備しており、両市共に使用期間は15年程度と見込んでいます。したがって、令和11年度に消防指令システムの部分更新と併せて更新する計画とし、その際には、現在、両市でそれぞれ整備している消防救急デジタル無線システムを共同で整備し、令和8年度以降の国からの財政措置の動向に注視しながら、整備費用の低減を図ります。

15 配置人員について

協議会方式による指令業務共同運用では、両市の通信指令員を共同消防指令センターへ派遣することになります。

共同消防指令センターを設置することで、通信指令員の配置人員を両市で4人減員し現場へ配置換えするとともに、これまで夜間等に消防指令業務を兼任していた現場要員を警防業務に専従化させ、災害対応力の強化を図ります。

(1) センター長等日勤者の配置

現状では、消防指令業務を統括する所属長として、伊賀市は通信指令課長、名張市は通信指令室長を配置しています。

共同消防指令センターで執行した事務の責任は両市に帰属することから、管理職員を<u>両</u> 市から1人ずつ派遣し、センター長と副センター長として配置することにより、消防指令 業務における平等な責任分担を行います。

(2) 通信指令員の配置

共同消防指令センターでは、センター長等の日勤者 2 人を除き、8時30分から翌日の8時30分まで交替制勤務者が通信指令員として従事します。労働基準法に基づく休日、休憩等を確保した上で、両市の災害通報に常時対応するためには、通信指令員20人(1班10人の2交替制)を配置する必要があります。

両市から派遣する通信指令員については、施設整備費用の負担割合と同様に「50%を 人口割合」、「50%を災害通報件数割合」で算定し、伊賀市から11人、名張市から9人 を派遣することとします。

①共同	①共同運用		②単独運用(現状)		1-2)	
総数2	22人	総数26人 <u>総数▲4人</u>		総数26人		<u>▲4人</u>
伊賀市	名張市	伊賀市	名張市	伊賀市	名張市	
12人	10人	15人	15人 11人		▲1人	
指令員11人	指令員9人	指令員14人	指令員10人	指令員▲3人	指令員▲1人	
日勤1人	日勤1人	日勤1人	日勤1人	日勤±O人	日勤±O人	

16 指令業務共同運用のスケジュールについて

令和3年度に両市による協議会を設立し、令和4年度に消防通信指令施設等の実施設計を、令和5年度に整備工事を行い、令和6年度の運用開始を計画しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
協議会	協議会設置	協議	協議 事前研修等	
消防通信指令施設		実施設計	工事	運用開始
庁舎改修		実施設計	工事	

17 消防指令システムの概要(主なシステム構成)

設置場所	装置名	使用の区分		
		共同	伊賀市独自	名張市独自
	サーバ(下図)	1式		
	指令台(下図)	2台		
	指揮台	1台		
	統合型位置情報通知装置、地図検索装置	1式		
指令	Net119システム	1式		
センター	多言語通訳システム	1式		
	自動出動車両指定装置	1式		
	車両動態管理装置、運用表示盤	1式		
	災害情報等自動案内装置	1式		
	非常用電源装置	1式		
署所	署所端末装置(下図)		定8	3式
	駆け付け通報装置		8式	3式
	非常用電源装置		定8	3式
	署所監視カメラ		定8	3式
	消防OAシステム		10式	5式
車	車両動態管理装置端末(下図)		37式	26式

